

# 第 2 章

人と自然が共にある環境の保全



## 県の獣

カモシカ（S39・11・24指定）

鳥獣保護の目的で、キジバト、コマドリなど5種類の県民鳥獣候補の中から、県民投票で選ばれました。高山地域の森林や岩山、断崖地などに住み、特別天然記念物に指定されています。

## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

### 【第1節 多様な自然環境の保全】

#### 第2章 人と自然が共にある環境の保全

##### 第1節 多様な自然環境の保全

##### 第1 自然環境の概況

###### 1 地形・地質

###### (1) 地形

三重県は、総面積5,773.79km<sup>2</sup>（平成10年10月1日現在）、東西約80km、南北約170kmの細長い県土を有し、櫛田川河谷から伊勢市を通る中央構造線を境として、その北と南で対照的な違いを見せています。

北部は、養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～1,000m級の山地・山脈が連なり、その西側には伊賀盆地が開けています。

南部は、標高千数百mの高台山地が直接熊野灘に沈水し、標高の低い丘陵、台地は志摩半島、紀南地方に限られ、海岸は概ね複雑な溺れ谷地形となっています。

###### (2) 地質

地質についても中央構造線の北側（西南日本の内帯）と南側（西南日本の外帯）では岩質や分布状態が全く異なっています。

北部は、中生代末に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩、古生層等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南部は、北部にはほとんどみられない中生層が広く分布しているのに対し、北部に多い花崗岩類はほとんどみられず、北から御荷鉾層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

###### 2 気候

気候は、概ね温かな太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

###### ● 鈴鹿山脈北部地区

比較的降雪が多く、寒冷な気候。年降水量は2,000mmを超える。

###### ● 伊勢平野地区

年平均気温は14～15℃、年降水量は1,200mm内外と温暖な気候。

###### ● 上野盆地地区

朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。年降水

量は1,500mm内外。

###### ● 熊野灘沿岸地区

日本有数の多雨地帯として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。四季を通じて温暖な気候。

###### ● 志摩地区

結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。年降水量は2,000mm内外。

###### 3 植物

植生は、主に亜熱帯から暖帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜熱帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県下の森林帯を概観すると次のとおりです。

- 熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- 内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。
- これを接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズラナ等落葉広葉樹林が分布しています。
- それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。

また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しています。

###### 4 動物

###### (1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ホンシュウジカなどが広く分布し、46種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズラナの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のニホンカモシカが多く見られます。

###### (2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、

## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

### 【第1節 多様な自然環境の保全】

カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、309種の鳥類が確認されています。

#### (3) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれており、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイルリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されています。

#### (4) 両生類

有尾両生類（サンショウウオ目）は3科7種、無尾両生類（カエル目）は4科15種が知られています。国の天然記念物で世界一大きいオオサンショウウオが伊賀盆地や北・中勢地域の河川に生息しています。

#### (5) 爬虫類

陸産爬虫類は、2目16種、海産爬虫類は2目9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島及び熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

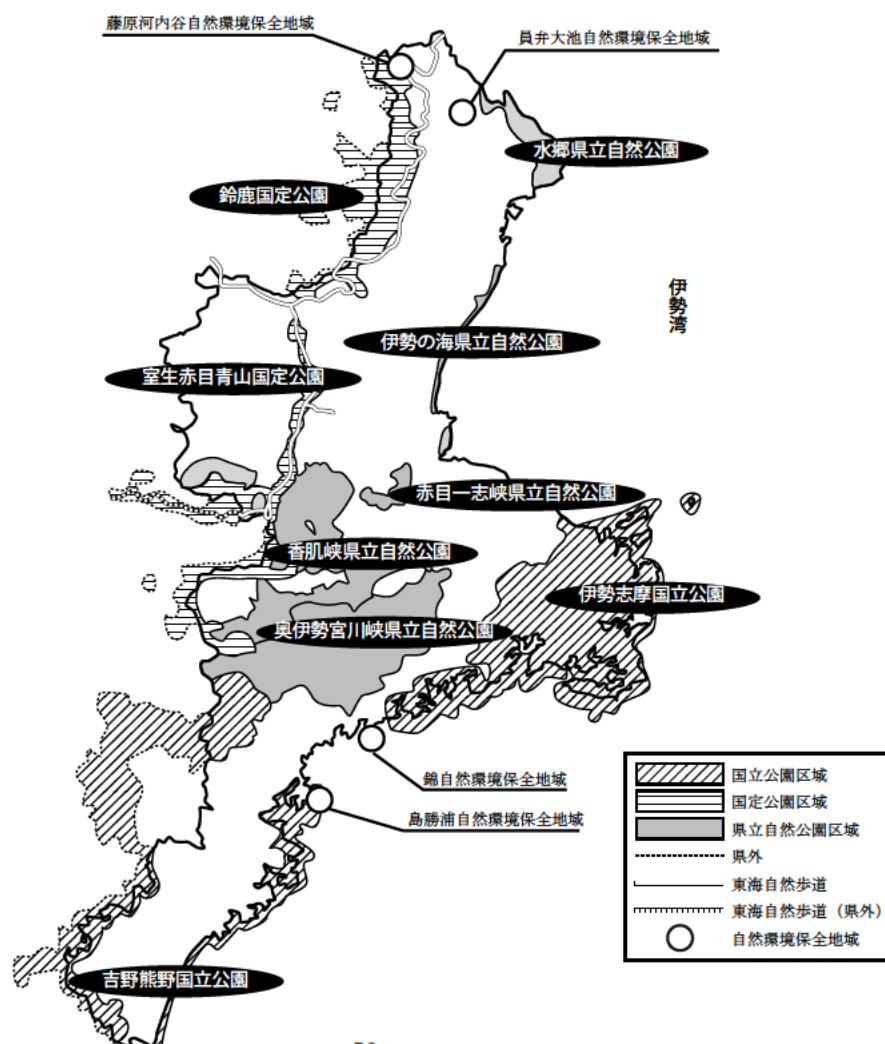
#### (6) 淡水魚類

淡水魚類数は、60種前後確認されています。ほとんどの種が伊勢湾水域と上野水域に分布し、純淡水性のコイ目が大半を占めていますが、熊野灘水域の魚類相は30数種であり、コイ目だけでなくスズキ目等沿岸性魚類が占める割合が多くなっています。

### 5 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、図2-1-1のとおり藤原河内谷自然環境保全地域など4地域が自然環境保全地域として指定されています。

図2-1-1 自然公園・自然環境保全地域の指定状況



## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

### 【第1節 多様な自然環境の保全】

#### 6 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図2-1-1のとおり国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が自然公園として指定されています。

#### 7 鳥獣保護区等

鳥獣の保護繁殖を目的として、5年を1期とした鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護施設（鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域、猟区）を設定しています。

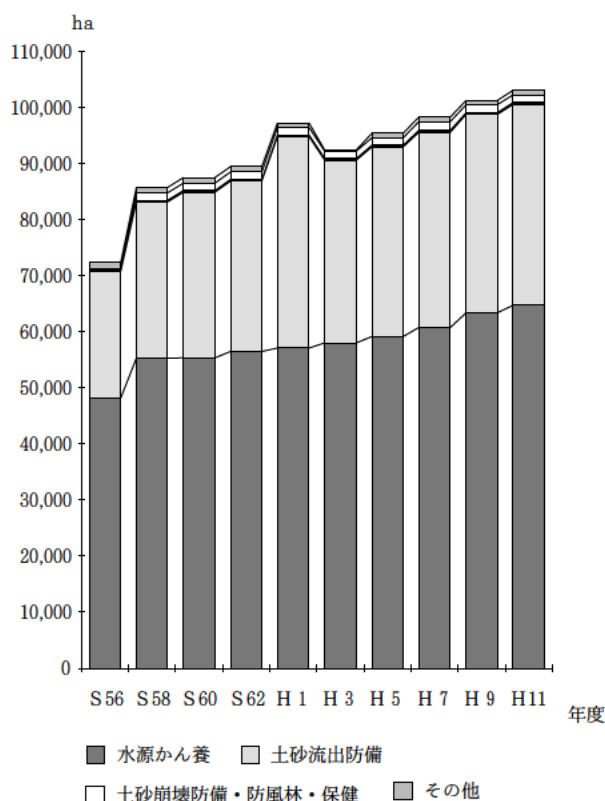
#### 8 森林

平成11年度末における森林面積は376,009haで、うち国有林が6.4%、民有林が93.6%の割合となっています。

なお、平成11年度末の民有林の森林蓄積量は、58,649千 $m^3$ となっています。

森林の中でも特に水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切に保全・管理が行われています。

図2-1-2 保安林面積の推移



#### 第2 すぐれた自然環境の保全

##### 1 自然環境保全地域等の拡大

###### (1) 自然環境保全地域の指定

すぐれた自然環境を維持している地域を保全するため、県自然環境保全条例に基づき、藤原河内谷地域等4地域を自然環境保全地域に指定しています。

なお、本県には、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等は指定されていません。

平成11年度は、平成10年度に環境調査をおこなった新たな指定候補地5地域について地元市町村との打合せをおこないました。

また、自然環境保全地域等すぐれた自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員による監視・指導を行っています。

表2-1-1 県自然環境保全地域の指定要件

区 域 の 状 況	規模要件
(1) すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	10ha以上
(2) 地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	2 ha以上
(3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1 ha以上
(4) 植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が(1)~(3)に相当する程度を維持している区域	1 ha以上

## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

### 【第1節 多様な自然環境の保全】

#### 第3 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全

##### 1 森林の保全・育成

木材や燃料を得ることを目的に造成・利用されてきた森林は、多様な野生生物の生息の場であるとともに、水源のかん養、二酸化炭素の吸収・固定等の自然環境保全機能を有しています。

これらの森林を次世代へ引き継ぎ、将来にわたり利用していくため、森林を計画的に管理・育成し、林業生産活動の活性化を図らねばなりません。

また、森林の無秩序な開発を防止するための林地開発許可制度の適正な運用を図るとともに、管理が放棄され、荒廃している森林については、地域の自然植生に配慮しつつ、広葉樹等の植林による森林確保に努める必要があります。

##### (1) 森林計画制度の適正な運営

森林の有する公益的機能を有効に発揮させるため、県下を表2-1-2のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成12年度には、北伊勢森林計画区について地域森林計画を策定するとともに、他の3つの地域森林計画と合わせて、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の作成を促進しました。

表2-1-2 地域森林計画区

森林計画区名	包 括 区 域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、久居市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡、安芸郡、一志郡
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、飯南郡、多気郡、度会郡、志摩郡
伊賀	上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

##### (2) 林業担い手の育成等

森林の適正管理や整備を担う林業事業者は、林業収益性の悪化等により、事業者数が減少しています。また、事業体に雇用され、森林施業を行う林業従事者も減少と高齢化が進んでいます。

森林が公益的機能を高度に発揮するには、森林を適正に管理、整備する事業者の育成と、従事者の確保を図ることが急務であり、事業の合理化と雇用改善を積極的に進める事業者を知事が認定し、育成強化に努めるとともに、林業労働力の安定的な確保を推進しています。

表2-1-3 林業事業者の推移

年	区 分	事 業 体 数
1980年 (S55年)		766
1990年 (H2年)		723

表2-1-4 林業就業者の推移

年	区 分	人 数	50才以上の 占 有 率
1985年 (S60年)		3,547人	69%
1990年 (H2年)		2,718人	77%
1995年 (H7年)		2,338人	77%

表2-1-5 新規林業就労者数の推移

新規就労者数	H7	H8	H9	H10	H11
(人)	25	38	31	35	35

## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

### 【第1節 多様な自然環境の保全】

#### (3) 持続可能な森林経営の推進

野生生物等の森林を中心とする生態系との共存を図りながら、森林に対する多様なニーズに永続的に対応できる「持続可能な森林経営」という考え方を具体的に実践する「モデル森林」を世界的に推進していくため、「モデル森林の推進に関する国際ワークショップ」第2回会合を平成11年3月23日～27日の5日間にわたり国内外から約100名の専門家の参加のもと、宮川流域をケーススタディとして伊勢市及び宮川村で開催しました。

ワークショップを通じ、県民と外国人との交流や環境先進県づくりについての本県の取組などを世界に情報発信するなどの成果が得られました。

また、ワークショップでまとめられた宮川流域へのさまざまな提言が、平成12年度に策定する「宮川流域総合森林整備計画」に反映されるよう、策定作業を進めています。

#### (4) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧、その後の増大する木材需要に対応し生産力増強を図るための拡大造林の推進を背景にスギ、ヒノキ等の人工林が造成されました。

これらの人工林については、①保育・間伐を推進することにより成育途上にある人工林を健全な森林に育て上げること②従来からの単層林に加え複層林や広葉樹人工林を造成することにより将来における多様な木材需要に対応し得る資源としていくことが必要となっています。

一方、天然林については、①育成のための手入れを積極的に行うことにより広葉樹資源を充実させること②適正な管理や整備を進めることにより保健・文化的な利用や野生動植物の生育に適するなど公益的機能を高度に発揮し得る資源にしておくことが必要となっています。

#### (5) 優良種苗の確保

健全で活力ある森林を造成するためには、優良な林業種苗による造林を進めることが重要です。

このため、造林地の環境条件に適合した産地・系統の明らかな優良苗木の供給を確保するため、「林業種苗法」に基づく苗木の表示証明制度が的確に適用されるよう指導を行いました。

また、育種種子を安定的に生産するため、林業技術センターの採種園の改良と適正な管理を行いました。

#### (6) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

木をよく知ってもらうために、シンポジウムの開催や啓発用パンフレットの作成、テレビ・ラジオ等を活用した普及啓発を行いました。

さらに、木ともっと親しんでもらうために県民との交流会や木工教室・木材グランドフェアを開催しました。

#### (7) 保安林の整備・管理

森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する本県では、大変重要な役割を果たしています。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県下の森林面積の27.4%（県土の17.8%）に当たる103,024haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。（資料13-13参照）

第5期保安林整備計画では、平成6年～15年度の10年間に9,161haの保安林を指定する計画となっており、平成11年度は1,127haを指定し、保安林の整備や適正な維持管理を行い、国土保全等の森林の公益的機能の向上を図りました。

表2-1-6 多様な森林の造成・整備状況

区 分	面 積 (ha)	関 連 事 業
間 伐 実 施	4,973	造 林 事 業 間伐実施事業 治 山 事 業
複 層 林 整 備	64	



## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

### 【第1節 多様な自然環境の保全】

表2-1-7 保安林の役割と種類

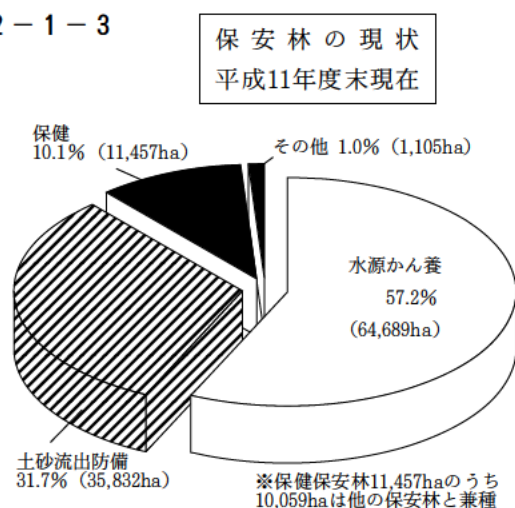
主な役割	種類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など
安らぎとうるおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

表2-1-8 林地開発許可の状況（平成11年度）

開発目的	件数	面積
工場・事業場用地	1件	1ha
宅地造成	5件	80ha
ゴルフ場	1件	1ha
レジャー施設用地	1件	7ha
土石採取	3件	17ha
その他	1件	2ha
計	10件	106ha

昭和49年から平成11年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。（資料13 21参照）

図2-1-3



#### (8) 林地開発許可制度による指導

昭和49年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、423件、6,328ha（平成11年度末）に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進むなかで、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

#### (9) 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢の中、森林の管理水準の低下により、森林病虫害等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が重要になっています。

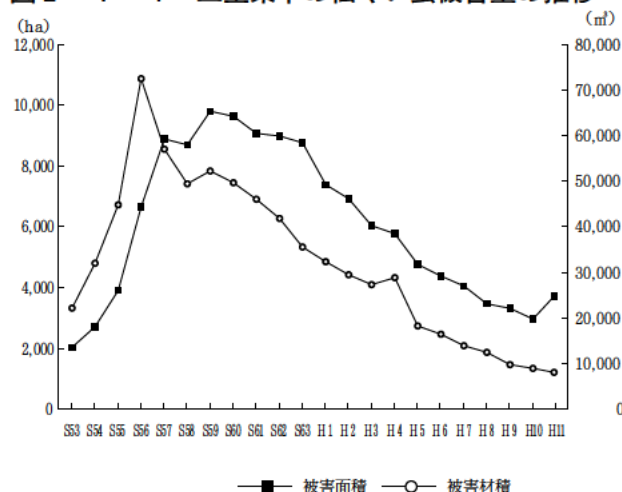
本県における松くい虫被害は昭和56年をピークに年々減少し、平成11年度はピーク時の12%に減少しています。

しかし被害量は年間9,000㎡近い水準で推移しており、気象要因等により再激増の可能性があります。

松くい虫被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、関係市町村との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しています。

（資料13 22参照）

図2-1-4 三重県下の松くい虫被害量の推移



## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

### 【第1節 多様な自然環境の保全】

表2-1-9 森林病虫害等の防除状況  
(平成11年度)

実施主体	内 容
市 町 村	予防措置 28ha (地上散布) 駆除措置 126㎡ (伐倒駆除116㎡、 特別伐倒駆除10㎡) 保全松林健全化整備 15ha
県	予防措置 109ha (地上散布86ha、樹 幹注入1,842本) 駆除措置 454㎡ (伐倒駆除288㎡、特 別伐倒駆除166㎡)

※防除措置の内容については、資料編を参照

## 2 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進

### (1) 環境保全型農業の推進

農業の基盤である農地は人々が必要とする食料を供給するとともに、洪水防止、地下水かん養、景観保持などの多面的機能をあわせもっています。また農村は、農地と一体となり小川や里山等の失われつつある自然を残す貴重な集落環境を有しており、このような美しい景観や広々とした空間によって心のやすらぎが得られる農村の役割が認識されています。

本県では「三重県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、平成15年(西暦2003年)に向けて、各種技術の開発・活用等による化学肥料、農薬投入

量の節減、家畜ふん尿など農業開発等から排出される未利用有機資源の利用・リサイクルの強化、並びに農業・農村環境に配慮した農村の整備等を推進しています。

平成11年度には持続的農業法をはじめとする環境3法(持続的農業法・改正肥料取締法・家畜排泄物法)が整備され、特に持続的農業法においては、土づくり技術・減化学肥料技術・減農薬技術の3技術を総合的に実施する生産方式を県導入指針に定め、この指針に基づき環境保全型農業実践者を認定する制度が創設されました。その制度の周知を目的として、県民局単位で説明会を開催するとともに啓発資料を作成し配付しました。

また、平成9年度から引き続き設置している環境保全型農業実証ほにおいて、技術研修会を開催し、環境保全型農業技術の普及に努めるとともに、環境保全型農業推進セミナーや環境保全型農業現地研修会を開催しました。

土壌に関しては、化学肥料による負荷軽減を図るため、従来の施肥基準を環境保全型に改定し関係者へ周知を図りました。

また、肥料取締法の改正により必要になった汚泥肥料の登録手続きや堆肥の成分表示等について関係者への説明会を開催するとともに啓発資料を配付しました。

表2-1-10 環境保全型農業の推進対策の実施状況

区 分	実施主体	内 容
環境保全型農業の推進指導	三重県	○環境保全型農業の推進のため施肥基準を改正し、印刷、配付 ○持続的農業法に基づく県導入指針を策定し、印刷、配付 ○肥料取締法改正に係る啓発資料の配付 ○環境保全型農業技術実証ほの設置(5ヶ所)
技術支援対策	三重県	病虫害防除技術情報を農家等が直接入手できるFAXサービスを実施
環境保全型土壌の管理対策	三重県	肥料等による環境への負荷を軽減するため、土壌管理技術を確立するための調査、試験を実施

### (2) 農村における環境整備

農村は、農地を中心として屋敷林、生け垣、用水路、ため池、畦や土手等の多様な環境を有しており、これらの環境に適応した様々な野生生物の育成・生息環境の場となっていることから、生態系の保全、親水性や景観に配慮した農地・水路等

の整備を行い、多様な生物相と豊かな環境に恵まれた農村空間の形成が必要です。

このため、平成11年度には、農業集落やその周辺において、地域特性や生態系に配慮した公園、道路、排水路等の整備を行いました。



## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

### 【第1節 多様な自然環境の保全】

#### (3) 農業担い手の育成

近年、地域農業は兼業化・高齢化の進展から生産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、若い元気な農業の担い手の確保育成が必要となっています。

三重県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、認定農業者の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者は1,719戸（平成12年3月現在）で、認定農業者への農地集積面積は7,580ha（平成11年度3月現在）となっています。

平成11年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じた認定農業者等の担い手農家を育成するための諸対策を実施しました。

#### (4) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展・農産物価格の低迷化などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。

今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。11年度には、活用推進協議会の開催、活用計画の策定、遊休農地に関する情報の提供活動、農地流動化推進員による農地の出し手・受け手の掘り起こし等を行い、耕作放棄地等の解消に努めました。

### 3 河川・溪流・湖沼の保全・再生

#### (1) 河川改修の実施における配慮

近年、豊かでゆとりある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、河川の持つ多様な自然環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

また、まちづくりの面において、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化に対する関心が増大し、とりわけ水辺空間には水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられています。

このような社会的要請のもと、河川が本来有し

ている生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境を積極的に保全又は創出する多自然型川づくりを行っています。

平成11年度には、一級河川矢谷川他25河川で多自然川づくりを実施しました。

#### (2) 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、これまで幾度となく土砂災害が発生し、また土砂災害の発生の恐れがあるところで、地域住民に脅威を与えています。

しかし一方で、貴重な動植物が存在するなど自然環境が優れている地域が多く、これらは人々の憩いの場となっています。このため砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然を後世に残すことが求められています。

このようなニーズを実現するために、流域全体を対象とした総合的な取組みが必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています。代表的な工法は以下の通りです。

表2-1-11 砂防事業の代表的な工法

種類	環境配慮の内容
透過型砂防ダム	上下流が分断されないため魚類、動物等の移動を確保 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
護岸工 在石使用護岸 緩傾斜護岸	構造物による生態系の分断を防止し、河川内の生物を保護 河道内に瀬と淵の創出と自然環境の回復・再生
床固工	緩勾配の斜路式床固工 下流に大粒径の石を積み巨石での垂直壁の設置 階段式の床固工 自然積を利用し魚道を意識した床固工

※ いずれの工法も魚類等の往来が可能に考慮しています。

平成9年度からは、原則としてすべての着手溪流において自然環境に配慮して事業を推進しています。

表2-1-12 事業内容（平成11年度）

内容	実施箇所
通常砂防	朝明川（菰野町）ほか93溪流
溪流再生	唐谷川（飯高町）
地方特定河川環境整備	多度川（多度町）ほか3溪流
ふるさとづくり事業	蛇谷川（宮川村）ほか4溪流

## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

### 【第1節 多様な自然環境の保全】

#### 4 農山村と都市との交流の促進

##### (1) 市民農園の促進

市民農園とは、サラリーマン等都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県下における市民農園の開設状況は増加傾向にあり、近年では市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づくものが毎年1～2件新規に開設されています。

平成11年度には、市民農園の適正かつ円滑な整備を促進するとともに、市民農園にかかる土地基盤等の整備を行いました。

表2-1-13 地区別市民農園開設の状況

	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	伊賀地区	計
市民農園法	2	4	3	1	1	11
特定農地貸付法	1	0	3	3	3	10

##### (2) 山村と都市との交流の促進

近年、森林に対する要求は単に木材生産の場としてではなく、保健・文化・教育的な活用など多様化してきています。

一方、山村地域でも、過疎化、高齢化が進行し、地域の活力が低下してくるなか、山村地域と森林を活用した交流拠点を整備し、その活用を図ることで、都市と山村の交流を進め、山村の活性化を目指しています。

平成11年度には、市町村による拠点整備や市町村が整備した拠点施設等のPR活動等に対し、支援を行いました。

表2-1-14 都市と山村の交流促進への支援状況

対象町村	内容
飯南町	・基盤整備、森林体験空間の整備、普及啓発等
海山町	・普及啓発、推進協議会の開催等

#### 第4 沿岸域の自然環境の保全

##### 1 海岸の水際線の保全・再生

###### (1) 海岸の整備

伊勢湾沿岸においては、昭和28年から38年にかけて築造された海岸堤防が築後30数年経過し、老朽化しており、安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

熊野灘沿岸においては、熊野市以南の20数kmに及ぶ海岸線が、太平洋からの荒波が直接来襲するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうした中で、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人々が安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

平成11年度には、海岸高潮対策・侵食対策の中で、人工リーフ（潜堤）、緩傾斜堤、養浜を施工し、海岸の水際線の保全・再生を図りました。

##### 2 砂浜・礫浜の保全・再生

###### (1) 七里御浜海岸の侵食対策

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国的にも問題となっている侵食が著しく進んできています。

また、悪天候時には堤防まで波が打ち寄せ、平成9年には、井田海岸において堤防が決壊しました。

このため、災害復旧助成事業により、堤防の改良復旧、消波効果、景観を考慮した人工リーフ等の面的防護工法を採用し、海岸線の保全を図っています。平成11年には、人工リーフ（潜堤）を中心とした侵食対策を図りました。

##### 3 藻場・干潟の保全・再生

###### (1) 藻場・干潟の造成

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の汚濁防止にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失し易く、本県においても減少しているため、漁業調整などの点から、まず、藻場の造成に取り組んでいます。

沿岸域からの生活排水や各種廃棄物の流入等に

## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

### 【第1節 多様な自然環境の保全】

---

より、漁場環境が悪化し、効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益的機能の増進を図るため、志摩度会地区、尾鷲南部地区において藻場の造成を実施しています。

#### 4 漁村と都市との交流の推進

海洋性レクリエーションの需要に対応し、都市住民との交流機能を有する多機能型漁港の整備を実施しています。

平成11年度には、新マリノベーション拠点交流促進総合整備（ふれあい整備）計画に従って、尾鷲市賀田湾の三木浦漁港及び紀勢町錦の錦漁港で海岸環境の整備を実施し、鳥羽市菅島地区の菅島漁港で漁港環境の整備を促進しました。